港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十三条第一号	若しくは読替え後の労働者派遣法	、読替え後の労働者派遣法若しくは働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成三十年政令第二百五十一号）第五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法	除く。）、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令第四条第一項若しくは第五条第一項の規定により適用される働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）、同令第四条第二項若しくは第五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定
職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第三条	規定	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定	同法	労働者派遣法
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）第二十五条第二項第六号	規定	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定並びに	労働者派遣法
出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）第五条第九号	規定	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定		
船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第八号	規定及び	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定並びに		
建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成十七年政令第三百十四号）第一条第二項第三号	規定	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）第一条第十号	規定	規定及び働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）附則第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第六十一条（第四号に係る部分に限る。）の規定		

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令第三条第四号	）の規定	、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（附則第七条第一項前段及び第八条第一項前段の規定に限る。）及び同法附則第七条第一項後段又は第八条第一項後段の規定により読み替えて適用する労働者派遣法の規定

附　則

この政令は、平成三十二年四月一日から施行する。

文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○財務省令第三十五号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四第二項の規定に基づき、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十七日　財務大臣　麻生　太郎

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（平成三十一年四月中にした支払等に係る報告の特例）

第十六条　第三条第一項の規定による支払等の報告をする場合において、次の表の上欄に掲げる日にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日から十日以内に」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成三十一年四月二十四日	平成三十一年五月八日までに
平成三十一年四月二十五日	平成三十一年五月九日までに
平成三十一年四月二十六日から同月二十九日まで	平成三十一年五月十日までに

2　第三条第二項の規定による支払等の報告をする場合において、平成三十一年四月中にした当該支払等については、同項中「当該支払等をした日の属する月の翌月十日までに」とあるのは、「平成三十一年五月十四日までに」とする。

附　則

この省令は、平成三十一年四月二十四日から施行する。